第7回線引き見直しに係る都市計画公聴会 公 述 意 見 の 要 旨 と 県 の 考 え 方

## 第7回線引き見直しに係る都市計画公聴会 公述意見の要旨と県の考え方(藤沢都市計画区域)

公聴会 平成 27年11月6日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
A氏	【御所見地区の市街化区域への編入につい	【御所見地区の市街化区域への編入につい
	て]	て]
	○ 線引きの見直し素案がある程度まとま	○ 県では、市町及び県民の方々の意見を踏
	り、公聴会という形になっているが、ここ	まえ、平成 26 年1月に「区域区分(都市
	に至るまでに、地域などからどの様な意見	計画区域を市街化区域と市街化調整区域に
	を聴取し、この素案がまとまってきたの	区分すること)の決定又は変更にあたって
	か、その経緯を聞きたい。	の基本的基準(以下「基本的基準」とい
		う。)」を策定し、この基準に基づいて、
	○ 今まで、私も御所見地区のまちづくりの	第7回線引き見直しにおける区域区分の決
	会長など、ずっとまちづくりをやってきて	定又は変更を行うこととしています。
	おり、地域の意見や都市計画上の意見を市	○ この基本的基準では、市街化調整区域か
	に言ったり、市を通して要請してきた。し	ら市街化区域に編入できる区域について、
	かし、市からは、ほとんどの場合、「地域	既成市街地(すでに市街地を形成している
	の皆さんの話は分かるが、県のほうで受け	区域)と、新市街地(優先的かつ計画的に
	入れてもらえない」という回答が多かっ た。地域のことが分かる市の話を県はどう	市街化を図るべき区域)に区分して基準を 定めています。
	に。 地域のことが方がる中の話を原はとり して受け入れないのか、御回答いただきた	上めています。
	い。	   ○ 平成 21 年に告示した第6回線引き見直
	v ·o	しでは、御所見地区内の約 14ha を住居系
	  ○ 御所見地区でも、25mの幹線道路であ	の特定保留区域(御所見中心地区)として
	る、藤沢厚木線や横浜伊勢原線ができ、湘	設定し、土地区画整理事業を前提とした計
	南台寒川線も宮原までは完成した。	画的な市街地整備を進めることとしまし
	○ これらの高規格道路はできているが、沿	7c.
	道の土地利用ができない状況にある。市街	○ その後、藤沢市は、本地区の市街化区域
	化調整区域の農業振興地域という網掛けが	への編入を目指し、御所見地区全体のまち
	あるから使いようがない。地域でも道路に	づくりを検討する御所見まちづくり推進協
	ついて土地の売却や道路整備に協力はして	議会や特定保留区域に設定された御所見中
	きたが、高規格道路ができても、周辺の農	心地区の地権者の代表で構成された検討会
	地を農業以外に利用することができない状	との勉強会を開催するなど合意形成に向け
	況がある。用途変更等、一部規制の緩和を	た取組を行ってきましたが、地元の気運が
	お願いしているが、なかなかできない。そ	高まらず、市街化区域への編入はできませ
	のような状況が地域としては非常に困って	んでした。
	いる。	○ このような状況の中、藤沢市は、第7回
	<ul><li>○ 現在、TPPもあるが、それ以前の問題</li></ul>	線引き見直しに向けて、これら協議会等を
	として、他の諸物価に対して農産物価格が	通じて意見交換を行い、この地区を住居系
	非常に安いため、農業は嫌ではないが、経	の特定保留区域に設定せず、市街化調整区
	済的にやっていけないから市街化調整区域	域のまま、まちづくりを進めることにする
	内の農家の後継者がいない。	など、地元の意向を把握しながら県への申
	○ 市街化区域よりも市街化調整区域のほう	出案を作成したと聞いております。
	が後継者はいない。これは、市街化調整区	○ また、県は、藤沢市から申出のあった案
	域は規制が強く、不動産活用もできないた	を踏まえて県の素案を作成するとともに、
	めである。農業収入だけでは食べていけないので、農業など共気ルースとなってい	公聴会を開催し、住民の皆様の意見を反映
	いので、農業からサラリーマンになってい	することとしております。
	る。	○ ただし、線引き見直しについては、区域 区八の制度及び其本的其準に其べき実施す
	   ○ 現在農家をやっている人は平均年齢でも	区分の制度及び基本的基準に基づき実施するものですので、住民の皆様の意見を必ず
	○ 現在農家をやっている人は平均年齢でも	るものですので、住民の首体の息兄を必り

## 第7回線引き見直しに係る都市計画公聴会 公述意見の要旨と県の考え方(藤沢都市計画区域)

公聴会 平成 27年11月6日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
A氏	60 をいます。 とします。 といます。 と	しも反映できるものではあり道路沿流(第7年)に 御所見地区の域へ無不次(平成37年)に おいて、のまともでは変がが見いています。 の合意形成が固られ、土地整備のではが、 の合意形成が固られ、土地整備のではが、 の合意がのかった。 一度ではが、のまとをものでは、一定では、一定では、一定では、の音がののではでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの

## 第7回線引き見直しに係る都市計画公聴会 公述意見の要旨と県の考え方 (藤沢都市計画区域)

公聴会 平成 27年11月6日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
公述人 A氏	公述意見の要旨  いと思う。 ○ ただ、こういう大きな課題や将来を展望する中で、地域の意見も聞いてもらいたいし、地域に住んでいる以上、将来的に自分の不動産が利用できるのか、あと5年経ったらできるのか、こういう形だったら少しはできるのかといった多少の夢がないと、市街化調整区域の農地はごみ同然になって	県の考え方
	しまう。  ○ 市街化調整区域の農地は、御所見でも値下がりが続いていて、今いいところで坪1万円ぐらい、安いところは坪3,000~4,000円である。そうなると、ほとんど資産価値はない。また、売ろうとしても、今の農地法では農家しか買えない。そして線引きで向こう何年、ほとんど塩漬け状態になると、農地の買い手もいない。後継者が	
	なく、規模を拡大する人もいない。荒廃地は増える一方。持っている人は、自分の土地で苦労するのが現状である。  一行政の人もある程度分かっているはずで、農水省があり、県があり、大きな国の方針もあるが、そこに制約されて、市町村の都市計画もうまく行かないのではと私は思う。	
	○ 利用価値のない農地を持っているために 非常に苦労しているというのが、市街化調 整区域の後継者のいない農家の現状であ る。そのため、そのようなことを多少考慮 し、また、地元の意見も聞きながら、将来 を見通した線引きをぜひやってもらいた い。 ○ 今回できないとすれば、次回からは多少	
	地域に対する意見を聞いて欲しい。地域も 全部市街化区域にすることを望んでいるわ けでもないし、意見を聞いてこそ民主的な 行政ではないかと思う。ぜひその辺を考慮 していただきたい。	